

令和7年3月定例会（令和7年3月28日）

泉南清掃事務組合議会会議録

令和7年第1回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○管理者の挨拶	4
○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○例月現金出納検査結果報告	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉会の宣告	20
○署名議員	23

令和7年泉南清掃事務組合議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和7年3月28日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 4 監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告
- 日程第 5 議案第 1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 2号 令和7年度泉南清掃事務組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6

出席議員（11名）

1番	山本 守君	2番	二神 勝君
3番	百々 麻希君	5番	見本 栄次君
6番	岩室 敏和君	7番	堀口 和弘君
8番	田畑 仁君	9番	工藤 智恵子君
10番	大森 和夫君	11番	谷藤 麻由奈君
12番	石橋 正敏君		

欠席議員（1名）

4番 中村 秀人君

説明のための出席者

管理者 山本 優真君 副管理者 上甲 誠君

事務局職員出席者

事務局長	馬場 弘司君	事務局次長兼 総務課長	川村 和幸君
事業課長	栗阪 友幾君	総務課長代理	石田 弘司君
事業課主幹	八塚 暁夫君		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○副議長（堀口和弘君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、泉南清掃事務組合議会令和7年第1回定例会を開催いたします。

本日、議員の皆様方には、公私とも何かとご多忙のところをご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、本日の会議に対し、中村議長が入院加療中のため欠席届が出ております。したがって、地方自治法第106条の規定により、私、副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○副議長（堀口和弘君） これより会議を開きます。

なお、二神議員から遅参の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第1回泉南清掃事務組合議会を開議いたします。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（堀口和弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、9番、工藤智恵子議員、10番、大森和夫議員を指名いたします。



◎会期の決定

○副議長（堀口和弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。



◎管理者の挨拶

○副議長（堀口和弘君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） 令和7年第1回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

組合議員各位におかれましては、清掃行政全般にわたり格段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の議案につきましては、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて、議案第1号 公平委員会委員の選任について、議案第2号 令和7年度一般会計予算の3件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（堀口和弘君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第3号））について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第3号））について説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書5ページをお開きください。

本件につきましては、令和6年度泉南清掃事務組合一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調整するとともに、その執行に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、同法第179条第1項の規定により令和6年12月24日付、専決処分を行ったものであります。同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正措置をしました経費の内容につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改正に準じ泉南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、泉南市の例により本組合の職員の給与月額を引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月額を改定するほか、所要の措置を講じるため、早急に予算措置をしたものであります。

7ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,352万8,000円とするものであります。

歳出から説明させていただきます。14ページをお開きください。

第2款衛生費、第1項清掃費、第1目清掃総務費の給料、職員手当等、共済費を合わせ201万7,000円と、第2目塵芥処理費の会計年度任用職員報酬56万3,000円の合計金額258万円を計上しております。

13ページをお開きください。

歳入予算の補正内容につきましては、説明欄記載のとおり、令和6年度の負担割合が泉南市141万4,000円、阪南市116万6,000円の負担により、合計負担金額258万円を増とするものでございます。

以上、簡単ではありますが、報告第1号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（堀口和弘君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） 質疑がないようですので、本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） 討論なしと認めます。本件の討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度泉南清掃事務組合議会一般会計補正予算（第3号））について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。



◎例月現金出納検査結果報告

○副議長（堀口和弘君） 日程第4、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告について、岩室監査委員よりお願いいたします。

岩室監査委員。

○6番（岩室敏和君） 議長のお許しを得ましたので、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告につきましてご報告申し上げます。

資料につきましては、既に配付いたしておりますのでご覧いただいているものと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、令和6年度会計の令和6年11月分から令和7年1月分の3か月分の検査を実施いたしました。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について、收支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単でございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○副議長（堀口和弘君） ありがとうございます。

以上で、日程第4、監査報告第1号 例月現金出納検査結果報告を終わります。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（堀口和弘君） 日程第5、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてにつきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の19ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、公平委員会委員、土井聡氏は、令和7年3月18日をもって任期満了につき、後任として西出誠司氏を最適任者として認め、新たに選任いたしたくご提案申し上げます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書20ページにお示しのとおりでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（堀口和弘君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） 質疑がないようですので、本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（堀口和弘君） 日程第6、議案第2号 令和7年度泉南清掃事務組合一般会計予算
についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

山本管理者。

○管理者（山本優真君） ただいま上程されました議案第2号 令和7年度泉南清掃事務組合
一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書21ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算につきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億744万4,000円と
定めるものでございます。

また、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金の限度額、第5条、
歳出予算の流用について、本案のとおり定めるものでございます。

恐れ入りますが、予算書4ページをお開き願います。

まず、歳出予算からご説明させていただきます。

第1款議会費としまして、組合議会の活動に要する経費といたしまして、289万8,000円を
計上しております。

次に、第2款衛生費としまして、13億675万2,000円を計上しております。

次に、第3款公債費としまして、9,719万4,000円、第4款予備費としまして、60万円を計
上しております。

以上、歳出予算額14億744万4,000円の予算でございます。

次に、歳入予算でございますが、3ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金としまして、9億9,209万6,000円、第2款使用料及び手数料とし
まして、1億3,660万2,000円、第3款国庫支出金としまして、390万5,000円、第4款繰越金
としまして、1,000円、第5款諸収入としまして、6,104万円、第6款組合債としまして、2
億1,380万円を計上しております。

以上、歳入予算額14億744万4,000円の予算でございます。

なお、予算の詳細につきましては、改めて事務局長から説明いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（堀口和弘君） ありがとうございます。

続きまして、事務局の説明を求めます。

馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） 議案第2号 令和7年度泉南清掃事務組合一般会計予算の詳細につきまして説明させていただきます。

歳出について説明させていただきます。

予算書13ページをお開きください。

第1款議会費でございます。議員報酬及び行政視察等組合議会活動に要する経費といたしまして、289万8,000円を計上しております。

第2款衛生費、第1項清掃費、第1目清掃総務費でございます。15ページにわたりまして、特別職の報酬をはじめ、総務課一般職7名の給与、職員手当等及び共済費を合わせ、5,596万6,000円を計上しております。

第11節役務費につきましては、焼却施設及びリサイクル施設の建物災害保険料129万8,000円をはじめ、通信費、各種健康診断料等を合わせ、276万1,000円を計上しております。

12節委託料につきましては、16ページにわたりまして、財務書類作成、財務会計システム関連の経費及び組合ホームページに係る経費、職員採用試験委託料を合わせて207万4,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料につきましては、構成市収集所管が使用しております敷地使用料である国有財産土地使用料36万1,000円、財務会計システム使用料51万5,000円ほかを合わせ、95万円を計上しております。

21節補償、補填及び賠償金につきましては、地元補償費であります、令和6年6月より実施しており、浜区全域並びに一部の尾崎町に有料可燃ごみ袋配布に係る費用317万8,000円を計上しております。

22節償還金、利子及び割引料につきましては、温水プール回数券未使用の払戻し費用159万3,000円を計上しております。

続きまして、第2目塵芥処理費であります。17ページに記載しております会計年度任用職員の報酬をはじめ、事業課一般職11名分の給料、職員手当等及び共済費を合わせ、8,077万3,000円を計上しております。

10節需用費につきましては、主に上下水道使用料に係る費用で、光熱水費2,774万3,000円、焼却設備及びリサイクル施設の修繕料2,078万9,000円ほかを合わせ、5,141万9,000円を計上しております。

12節委託料につきましては、主なものとしまして、大気汚染防止法に基づき適正管理を行うため、排ガス及びダイオキシン類等測定業務委託料461万6,000円、大阪湾フェニックスへの運搬並びに処分料であります一般廃棄物埋立処分委託料と焼却灰等運搬業務委託料を合わせ、6,656万9,000円、分別された資源ごみをリサイクル施設で回収し、再資源・再商品化を図る資源ごみ選別等業務委託料8,907万8,000円、18ページに記載のごみ処理施設包括的運転等委託に係る経費につきましては、平成30年度から実施しており、焼却施設の設備運転及び破碎処理、粗大ごみの選別業務、計量業務を一括した運転管理業務委託料2億8,388万1,000円、有害ガス除去剤、ダイオキシン除去のための薬剤、排水処理に使用する薬剤を購入するための薬剤調達業務委託料9,399万7,000円、焼却施設を安定的に運転継続するための電力調達である電力調達業務委託料8,417万5,000円ほかを合わせ、6億3,485万4,000円を計上しております。

14節工事請負費につきましては、法令点検及び法令に基づく自主点検を含め、焼却設備の機能を十分に発揮できるよう、機器改修を含め設備整備を行うごみ焼却設備定検工事1億7,146万3,000円、経年劣化によるペットボトル類等の減容圧縮梱包機の更新工事である資源ごみ処理設備整備工事1,789万3,000円、煙突から排出されるまでの空気については白煙防止フィルターを通して防止しており、そのフィルターへの伝熱管が不良を来しており、更新を行う1号機と2号機の白煙防止空気予熱器伝熱管更新工事2億405万円ほかを合わせて4億4,988万9,000円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、大阪湾フェニックスに焼却灰処分するための負担金、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業に係る負担金558万6,000円、廃乾電池のリサイクル処理協力金、倉敷市環境保全協力金9,000円、合わせて559万5,000円を計上しております。

26節公課費につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして、環境再生保全機構への賦課金、汚染負荷量賦課金16万3,000円を計上しております。

続きまして、第3目ごみ処理施設整備費につきましては、次期ごみ処理施設整備事業に係る経費であり、専門委員報酬及び旅費、基本計画等策定業務委託料、19ページの使用料及び賃借料を合わせて1,267万7,000円を計上しております。

続きまして、第3款公債費でございます。大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、ごみ処理施設整備事業債等の元金・利子償還金を合わせて9,719万4,000円を計上しております。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、予算書11ページにお戻りをお願いします。

第1款分担金及び負担金であります。泉南市、5億4,325万9,000円、阪南市、4億4,884万4,000円の負担金となります。

第2款使用料及び手数料でございます。構成市市民並びに事業者の持込ごみ処理施設使用料1億3,660万2,000円を計上しております。

第3款国庫支出金でございます。次期ごみ処理施設整備事業に係る基本計画の補助金である、循環型社会形成推進交付金309万5,000円を計上しております。

第4款繰越金でございます。前年度繰越金1,000円を計上しております。

第5款諸収入でございます。雑入としまして主なものにつきましては、有価物売払代金4,537万3,000円、日本容器包装リサイクル協会より有償入札抛出金1,380万円、職員等駐車場利用料156万4,000円ほかを合わせて6,104万円を計上しております。

第6款組合債につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、ごみ処理施設整備事業債、合わせて2億1,380万円を計上しております。

なお、予算書22ページから28ページにつきましては、人件費に係る給与明細書となっております。

28ページに記載しております地域手当でございますが、昨日、泉南市本会議にて10%への引上げが承認されましたので、本組合におきましても同様に改正させていただきます。今現在記載されているのは6%になっておるんですが、申し訳ないんですけども、昨日のことなので、10%に改正させていただきます。

29、30ページにつきましては、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについては、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

31ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

続きまして、債務負担行為の概要でございます。

5ページをお開きください。

令和12年度竣工予定であります次期ごみ処理施設整備事業を実施するに当たり、令和6年

12月に入札公告を実施し、現地説明、入札説明書等を公表し、質問受付、質問回答の公表、入札参加表明及び参加資格確認申請書類の受付、入札参加資格確認結果の通知を行いました。

今後の予定としましては、令和7年度中に基本協定の締結、仮契約の締結、議会の議決を得て基本契約に基づく建設工事請負契約、運營業務委託契約の締結をし、設計・施工に着手する必要がございますので、令和7年度の債務負担行為を設定するものでございます。

事項につきましては、次期ごみ処理施設整備運営事業、設定期間につきましては、令和7年度から令和31年度、限度額につきましては、332億円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、令和7年度泉南清掃事務組合一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副議長（堀口和弘君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ないですか。

大森議員。

○10番（大森和夫君） ごみの減量化に取り組んでおられるというふうに思うんですけども、環境の面を考えても、いろんなその清掃工場の維持を考えても大事なことだというふうに思うんです。どんなふうな来年度、ごみの量を計算されて予定されているのか、ちょっとその辺のところの説明をお願いします。

○副議長（堀口和弘君） 栗阪事業課長。

○事業課長（栗阪友幾君） それでは、ごみの減量化についてお答えいたします。

まず、ごみの減量化といいましても、うちは、入ってくるごみに関しては取る必要がございますので、やっている啓発といいますか、その部分に関しましては、小学校の社会見学のとくに来してくれた小学4年生の方々にごみの分別のまず啓発をしまして、分別ができないと様々な汚染とかにつながるよというような動画も見せてやっています。あくまでも、結局リサイクル率も上げる必要はあるんですけども、リサイクル率が上がるということはごみの減量化になるということなので、そういうふうな啓発というのをやっています。

あと、ごみの減量化は、なかなか入ってきたものはもう取る必要がございますので、入ってきたものをそこからまた分別、きっちり中で売れるものは売って、燃やすものは燃やすという形になっていますので、極力焼却するごみにしない、有価物にするという形で、泉南清掃事務組合としてはそういった取組を行っています。

以上です。

○副議長（堀口和弘君） 大森議員。

○10番（大森和夫君） ごみの焼却量がどういふふうな、これを減らす努力をされている、減らすことは大事やと思うんですけども、それによって歳入なんかも変わってくると思うので、1日、この清掃工場で何トンというふうな形で焼却する計画で考えておられるのか、その辺のところを。

○副議長（堀口和弘君） 栗阪課長。

○事業課長（栗阪友幾君） 焼却量につきましては、うちの焼却炉の性能が95トン掛ける2炉ということで、1炉だけのときは95トン、常に稼働しています。2炉稼働になったときはちょうどその倍の180トンになるんですけども、先ほど言いましたように、結局焼却量を減らすということのごみの量を減らすということになってきますので、入ってきたごみを極力分別しまして、燃えるごみと燃えないごみに分ける、有価物にするという形を取って焼却するごみの量を減らしています。

以上でございます。

○副議長（堀口和弘君） 大森議員。

○10番（大森和夫君） 来年度でごみの焼却量が、今年度は例えば100トンやったのが来年度はどれぐらいに減るようになってきているのかとか、それと炉の利用状況も知りたいんです。今おっしゃったように95トン以上を超えることがあって、大体常に2炉使っているような状況にあるのか、そういう年末年始以外は、年末かな、年末以外は1炉でずっといっているとか。それから今後、おっしゃったような分別なんかも進めて、それから減量化の取組なんかのこともあってごみがずっと減っていく、焼却量が減っていく、そんなことを基にして歳入を組んでいるとか、ちょっとその辺のところを説明していただきたいと思います。

○副議長（堀口和弘君） 栗阪課長。

○事業課長（栗阪友幾君） お答えします。

まず、ごみの焼却量というか、これが徐々に下がっていく形になってございます。比率といたしまして、令和5年度からずっと量っているんですけども、令和6年度実績は令和5年度よりも大体1.3%ずつ減っていきまして、徐々に減っていくんですけども、今現状、焼却炉の稼働率というのは、1号、2号、2つあって、大体50%ぐらいになってございます。ですので、2つ炉があるんですけども、1日約95トン燃やすという形になっています。

先ほど大森議員がおっしゃったように、ごみの量が多いとき、年末とか、あとはお盆休みのとき、そういうときにはたくさん入ってくるんですけども、そういうときはごみの焼却

炉を2炉だきにしまして、極力ごみのピットが、ごみをためているところがあふれないような、そんな運転の計画を立ててございます。

以上です。

○副議長（堀口和弘君） 大森議員。

○10番（大森和夫君） 1.3%ぐらい減少と、昨年度、令和5年度、令和6年度という話だったと思うんですけども、大体そういう割合でこれからの減少も見込んでいかれているんであると思うんで、その辺のところとか、そういう減らすことを目標にしているということをお聞きしたんですけども、泉南、阪南の清掃工場の、この人口割合とか、それから産業構造でいえば、焼却量は多いほうなのか、少ないほうなのか、そういう取組が進んでいるほうなのか、その辺の評価というのはされていたらちょっと量で教えていただけますか。

○副議長（堀口和弘君） 栗阪課長。

○事業課長（栗阪友幾君） お答えします。

人口は泉南市と阪南市で10万人ぐらいだと思んですけども、1日のごみ量が大体800グラムから900グラムになってございます。燃やすごみに当たっては、700から800グラムぐらいの形になってございます。

うちの計画といたしましても、それができるように、次の新炉に関してもそういうふうな計画になっているんですけども、現状、我々ができることというのは、入ってきたごみをいかに燃えるごみと燃えないごみ、また売れるごみ、有価物にできるかということだと思えますので、そういった取組を泉南清掃事務組合ではしてございます。

以上です。

○副議長（堀口和弘君） 馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） 他の施設に比べますと、リサイクルの有価物に変えているという努力は、泉南清掃事務組合は抜きん出て頑張っているというか、ベッドのスプリングとか、その辺からでも有価物に変えておりますので、他市ではそういったことはしておりませんので。

以上です。

○副議長（堀口和弘君） ほかに。

田畑議員。

○8番（田畑 仁君） この清掃議会は、歴史的に、年に1回メンバーが替わっちゃうんで、どちらかというと、分かりやすく言うと予算等の審査がめちゃくちゃ甘いよね、やっぱり。

メンバーが替わってくるし、経過も途切れる場面が多々あって、すごくやっぱりこの清掃議会の難点はそこやと思うんです。歴史的に、ここ16年の間のことしか知らないけれども、例えば任期付の採用の仕方がちょっとクエスチョンとか、明らかにブラックボックス的なこともあったと思うんです。人事的に。見えにくい部分、大きな力が働く部分。

何が言いたいかというたら、16ページの職員の採用試験の委託料、金額は低いけれども、この職員の採用試験の委託については、どこまで委託するのか教えてください。まず、そこ1点お願いします。

○副議長（堀口和弘君） 川村次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） お答えします。

今回計上しております職員採用の委託料ですけれども、こちらにつきましては、職員採用の専門サイトの業者があるんですけれども、そちらのほうに委託のほうを考えております。

内容としましては、泉南清掃事務組合の紹介、あとまた、仕事についてはどういったことをやっているとか、そういったことを、ほかの団体の例で挙げますと、インタビュー形式として、そこで働いている職員に実際インタビューしているような形で、若い人らにも分かりやすく、理解しやすく紹介するような、そういうふうなホームページを持っているところに委託することを考えております。

委託の範囲につきましては、そこまで、あとにつきましてはこちらのほうでやっていくということでございます。

○副議長（堀口和弘君） 田畑議員。

○8番（田畑 仁君） こちらのほうでやっていくというのをもう少し具体的にお願いします。

○副議長（堀口和弘君） 川村次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 採用試験とあと書類選考とか、その辺は泉南清掃事務組合のほうでやっているということでございます。あと、面接ですね。

以上です。

○副議長（堀口和弘君） 田畑議員。

○8番（田畑 仁君） 面接のメンバーは。

○副議長（堀口和弘君） 川村次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 今、そこまではっきりとは決まっておられませんけれども、例えば、構成市のほうからそういう人事のほうの担当のほうでご協力いただくとか、また、事務組合のほうでも管理職がおりますので、そちらで面接するとか、その辺具体的に

は決まっておりますが、案としてはそういうふうには考えております。

以上です。

[「ちょっと待って、議長、質問何回いけんの」と呼ぶ者あり]

[「あかんのかいな。質問、こんなもん誰もせえへんねんから」と呼ぶ者あり]

○副議長（堀口和弘君） ちょっと待って。ごめん、ちょっとこれね、今の答弁でいうたら、毎回職員採用のやり方について変わっているということか。その職員採用のやり方の規定がちゃんとあって、やり方のプロセスがちゃんと決まっていて、どこにどういうふうに投げてというところがちゃんと決まっているんかどうかという説明が全然ないから、何か毎年ころころ変えていますよというようなイメージになるんやけれども。それと、まだ決まっていないという答弁はこれ、どうなのかなと思うんやけれども。

○副議長（堀口和弘君） 川村次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 毎回変わっているかということですがけれども、今回は、この職員採用については何十年ぶりかでやることでございます。

[「今回初めてするから、かなり気を張るとかなあかん」と呼ぶ者あり]

○副議長（堀口和弘君） どうぞ、続けてください。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 何十年ぶりかでプロパー職員の採用を行うもので、なかなか我々も手探りでこれをやり始めているんですけれども、やり方については、構成市のほうと情報ですとか、そういう知識というのをいただきながらやっていきたいというふうに考えております。

○8番（田畑 仁君） 今の見本さんが言うている質問は。

○副議長（堀口和弘君） 原則一応、泉南の議会のあれでしょう。

○8番（田畑 仁君） そうそう、それで議長判断。

○副議長（堀口和弘君） 一応3回なんですけれども、追加でもうちょっとという場合であれば、裁量で認めますので。

○8番（田畑 仁君） はい、最後。

○副議長（堀口和弘君） 田畑議員。

○8番（田畑 仁君） 分かりました。

僕、最初ちょっと厳しめに言ったんですけれども、ブラックボックスが今まで僕はあった

という解釈なんで、今回これ、何十年ぶりに人事の採用をするというのは非常にやっぱり気を張ってもらわんと、いろんな面で、やっぱりこれ清掃の事務組合だけじゃなくて、例えば泉南市でいくと教育委員会が別の場所であったり、本庁から離れている組織というのが非常にやっぱりチェック機関が甘いのはもう間違いないんです、我々自身が。だからその辺のところは、今回、何十年ぶりのプロパーの職員採用ということなんで、分かり次第、また議会のほうでお示しいただきたいなと思います。

あともう一点は、地元のこの補償、同じページの浜老人集会場の管理負担金と地元の補償ということで、何回かこの清掃、僕も2年に1回、3年に1回しか来ないんであれなんですけれども、歴史的な経過で浜区との約束事、これ、書面で残っているか、残っていないかよく分からないんですけども、今回のこの建て替えを機に終止符というか、歴史的に約束していたことが終わりを迎える、この建て替えの下に。書面があるのかないのか分からないですよ、当時ね。もうかなり長いと思うんで、その辺のところ、もしこの議会にお示しいただけるのであれば、これを最後の質問にします。

○副議長（堀口和弘君） 馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） 浜区の補償につきましては、この清掃事務組合が浜地区にあることが前提で補償されております。継続的にずっとここに焼却場が運営されるということは、浜区に対する補償というのは消えることはないです。

ただ、今回要望されているのは、浜区民センター改修及び建て替えを言われておりまして、予算的には改修する方向で動いておりまして、浜区としましてもその辺はのんではいただいております。だから、区民センターが補償の対象物になっておりますので、あとは維持管理とか、その辺の調整は要ってくると思うんですけども、その辺は市の行政機関との調整中なので、まだ進んではいないんですけども、歴史上、補償というのは継続する形にはなりません。

○副議長（堀口和弘君） 山本管理者。

○管理者（山本優真君） この地元補償に関しましては、この間、時には管理者、副管理者が入りながら話をしてきた経緯があります。毎回というわけにはいきませんので、都度、例えば副市長であったりとかに入っていていただいて整理をしてきたという経緯がこれまであります。かなり時間を割いてまいりましたので、どこまでお示しをすればいいのかというところはちよっとまた持ち帰って相談をさせていただきます。

それとともに、いわゆる昔と今の施設自体の状況というのは違いますけれども、いわゆる

当時覚書を交わしたやっぱり内容というところも当然資料として残っているのは残っていますので、ちょっと結構量としては多いんですよ。ですので、どの部分をというところはまた相談させていただきながら、共有できるところは共有させていただきたいというふうに思います。

○副議長（堀口和弘君） これ、一応覚書というのは基本的に法的拘束力を持つというふうに解釈できると思うので、当時の覚書が交わされて、それがずっと見直されてきているのかというところは大事な視点やとっていて、例えば、見直されずに、そのままずっとそのときのなあなあでいっていた場合でいくと、後からその当初の覚書とおりの補償を実行しなさいとかという話になるとかなりしんどなると思うので、だから、そこら辺の部分はちょっと一度きちっと精査をしていただいて、またちょっとその辺は議会のほうにご報告いただけたらというふうに思います。

ほかに。

石橋議員。

○12番（石橋正敏君） 12番、石橋でございます。予算書18ページの次期ごみ処理施設整備専門委員報酬について、3点ほど伺います。

金額なんですけれども、令和6年度予算は31万5,000円だったと記憶しておりますけれども、その金額の差と、ちょっと説明があったかも分かりませんが、実際どのような専門委員の方、学識経験者等々あって、この1年間何をされてきたのか教えていただけますか。

○副議長（堀口和弘君） 馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） 次期ごみ処理施設専門委員につきましては、大学教授の先生が4名おります。あと、契約関係を見ていただく形になりますので、弁護士の方が1名、ごみ処理施設の協会の方が1名います。合わせて6名です。

予算が上がっているというのは。

〔「下がっているんです」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（馬場弘司君） 委託料の額が減っているからになります。

〔「報酬が31万5,000円から18万円に減っている経緯」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） 馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） 先生方の報酬につきましては、8月にごみ処理施設の契約分になってしまいますので、その時点でこの委託は終了となりますので、8月分までの報酬という

ので見ております。

○副議長（堀口和弘君） 石橋議員。

○12番（石橋正敏君） ご説明ありがとうございます。

具体的に、この次期ごみ処理施設に関して、どのような話を具体的にされている。だから、弁護士もどういう視点の、弁護士もいろんな専門家がいると思うんですけども、訴訟がうまいとかなんとかいう、どういう観点でその弁護士を選定されて、具体的にどのような話をその弁護士の方にされているのかちょっと教えてください。

○副議長（堀口和弘君） 馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） 弁護士の業務につきましては、昨年12月に入札公告しまして、その後、工事請負時の契約とか、一般競争とか、その辺の内容について精査していただくために弁護士を補助しております。来年につきましては、その契約について校正をしていただく形になります。

以上です。

○副議長（堀口和弘君） 石橋議員。

○12番（石橋正敏君） ちょっと細かくなってあれなんですけれども、その学識経験者4人の方が入ってくださって、いろんな知見をお聞きいただいたと思うんですけども、それがどのように活用をこの1年間されてきて、次期ごみ処理施設に向かってこういうところが参考になったとかというのはあるんでしょうか。

○副議長（堀口和弘君） 馬場事務局長。

○事務局長（馬場弘司君） 大学先生の教示に基づきまして、環境調査並びに、この辺の自然環境に準じた形の次期ごみ処理施設の建設の指導をいただいております。交通と搬入経路・形態、その辺の一带、あと、都市計画法に基づく指標等をいただいております。

以上です。

○副議長（堀口和弘君） ほかにないですか。

二神議員。

○2番（二神 勝君） それでは、質問させていただきます。

16ページの17節備品購入費114万と計上されておりますが、この器具購入費についてお聞かせ願います。

○副議長（堀口和弘君） 川村次長。

○事務局次長兼総務課長（川村和幸君） 器具購入費についてお答えします。

こちらにつきましては、ウインドウズのサポートが終了するパソコンの買換え分になっておりまして、今回7台分、14万8,000円掛ける7の消費税ということで114万円というふうに計上させていただいております。

以上です。

○2番（二神 勝君） もういいです。

○副議長（堀口和弘君） 以上でよろしいですか。

○2番（二神 勝君） はい。

○副議長（堀口和弘君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） 討論なしと認めます。本件に対する討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第2号 令和7年度泉南清掃事務組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○副議長（堀口和弘君） お諮りいたします。

本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀口和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定をいたしました。

本日の会議を閉じます。

令和7年度第1回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月28日

副 議 長 堀 口 和 弘

署 名 議 員 工 藤 智 恵 子

署 名 議 員 大 森 和 夫